付する事業に要する経費があること。

八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十五　夜間中学の設置促進・充実事業等に要する経費があること。　国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校特例校の設置促進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十六　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

八十七　防災集団移転促進事業に要する経費があること。　次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

付する事業に要する経費があること。

八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。　前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十五　夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費　夜間中学新設準備のため国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十六　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

八十七　防災集団移転促進事業に要する経費があること。　次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額